

産保第1058号
令和4年8月17日

一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会会長様

千葉県防災危機管理部産業保安課長
(公印省略)

安全弁の作動検査期間の管理徹底について(通知)

本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県内のコンビナート等保安規則適用事業所の保安検査において、安全弁の作動検査期間を誤って実施していた事例について以下のとおり報告がありました。

1件目は、JIS B 8210(1994)の適用除外であり、毎年、作動検査を実施する必要があるにもかかわらず、2年ごとに作動検査を実施していたこと、また、安全弁を保管品と取替える際に必要な手続きをせずに毎年、取替工事を実施していたものです。

2件目は、「揚程式」の安全弁であり、毎年、作動検査を実施する必要があるにもかかわらず、令和3年度に作動検査期間の見直しを実施した際に「全量式」として安全弁の検査周期表に誤記載し、作動検査期間を4年と誤認して令和3年度の作動検査を実施していなかったものです。

つきましては、別紙写しのとおり県内のコンビナート等保安規則適用の高圧ガス製造事業所長宛てに通知しましたので、貴職におかれましても、貴協会会員に対して同通知を踏まえた適切な御指導をお願いいたします。

担当
産業保安課 保安対策室
TEL:043-223-2729



産保第1058号
令和4年8月17日

高圧ガス製造事業所長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長
(公印省略)

安全弁の作動検査期間の管理徹底について (通知)

本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県内のコンビナート等保安規則適用事業所の保安検査において、安全弁の作動検査期間を誤って実施していた事例について以下のとおり報告がありました。

1件目は、JIS B 8210(1994)の適用除外であり、毎年、作動検査を実施する必要があるにもかかわらず、2年ごとに作動検査を実施していたこと、また、安全弁を保管品と取替える際に必要な手続きをせずに毎年、取替工事を実施していたものです。

2件目は、「揚程式」の安全弁であり、毎年、作動検査を実施する必要があるにもかかわらず、令和3年度に作動検査期間の見直しを実施した際に「全量式」として安全弁の検査周期表に誤記載し、作動検査期間を4年と誤認して令和3年度の作動検査を実施していなかったものです。

令和3年4月には、経済産業省から別添1のとおり保安検査期限の管理徹底について注意喚起も出されており、各製造事業所におかれましては、改めて安全弁の作動検査期間について確認するとともに保安検査期限の適切な管理をお願いいたします。

【参考】KHKS0850抜粋

6.2 安全装置

6.2.2 作動検査

バネ式安全弁等を設置した状態又は外した状態で、作動検査用器具若しくは設備を用いた作動検査を1年(表5に掲げるバネ式安全弁については、その種類に応じた期間)に1回行う。

表5 バネ式安全弁の目視検査及び作動検査期間

バネ式安全弁の種類	検査の期間
日本工業規格 B8210 (1994) 蒸気用及びガス用ばね安全弁 (揚程式でリフトが弁座口の径の 1/15 未満のもの、呼び径が 25 未満ソフトシート型のもの及び以下に掲げるものを除く。)	2年
日本工業規格 B8210 (1994) 全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁 (呼び径が 25 未満のソフトシート型以外のものであって法第 35 条第 1 項第 2 号の認定に係る特定施設に係るものに限る。)	4年

担当
産業保安課 保安対策室
TEL:043-223-2729

認定保安検査実施者及び特定認定保安検査実施者における保安検査期限の管理徹底について（注意喚起）

本件の概要

2021年4月28日

経済産業省

高圧ガス設備の保安検査の方法については、高圧ガス保安法令上、「保安検査の方法を定める告示」において、高圧ガス保安協会規格KHK S 0 8 5 0 - 3（2017）保安検査基準（コンビナート等保安規則関係（スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。））に基づくことなどを規定しておりますが、特定認定保安検査実施者において、安全弁の作動検査について、自らKHK Sに基づき行うこととしていたにも係わらず、保安検査期限を長期にわたり超過していた事案が複数確認されました。

保安検査期限の設定に係る管理台帳に、適切な期限を設定するための型式や仕様などの記載欄がなく、型式を変更した際の管理台帳の修正を確認する仕組みや型式が確認できる図面との照合を行うこととなっていなかったこと、また、事業所の合併の際に、検査期限が記載された管理台帳を正しいものとして継承していたことなどが、保安検査期限の超過につながったものです。

本事業者においては、全ての安全弁について適切な検査期限が設定されているかを確認するとともに、管理台帳に保安検査期限の根拠となる型式等を記載する欄を設け、型式変更の際にはメーカー情報等により管理台帳を更新し、検査担当の確認を経ること、検査期限の設定の際に人的ミスを防ぐよう仕組みを改善すること、継続的な教育や監査により適切な取り組みがなされているかを確認することとしております。

認定保安検査実施者及び特定認定保安検査実施者の皆様におかれましては、自ら設定したKHK S等の保安検査期限に基づき適切に取り組まれているかなど、あらためて保安検査の適切な管理について、より一層の御注意をさせていただきますよう、よろしくお願い致します。

お問合せ先

産業保安グループ 高圧ガス保安室

電話：03-3501-1706（直通）
